

## 広域計画等の計画期間の見直しについて

令和 6 年 3 月  
本部事務局

令和 5 年 8 月に開催された第 25 回関西広域連合協議会において、現在の計画期間の「3 年」は短いとの御提言を受けたところです。

次期計画の策定に当たっては、その前提となる計画期間の確定が必須となるため、広域連合で策定しているもう一つの「総合計画」である関西創生戦略（以下「創生戦略」という。）の計画期間も含め、以下のとおり見直すことについて、御意見を伺います。

### 1. 現行制度

	広域計画	創生戦略
根拠法・ 位置付け等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 根拠法：「地方自治法」</li> <li>○ 関西広域連合が、関西全体の広域行政を担う責任主体として、「関西が、世界の潮流に乗りながら新しい経済の原動力となるとともに、東京一極集中や大規模災害へ対応などの様々な課題に対応する」（第 5 期広域計画「策定の趣旨」より）ために策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 根拠法：「まち・ひと・しごと創生法」</li> <li>○ 同法は、「人口減少に歯止めをかけるとともに、東京への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保」（第 1 条）することを目的に、H26 に制定</li> <li>○ 国の総合戦略を踏まえて策定する「地方版総合戦略」の位置づけ</li> <li>○ 戦略策定は、デジタル田園都市国家構想交付金事業の採択要件</li> </ul>
現計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第 5 期（令和 5 年度～7 年度）</li> <li>○ 計画期間：3 年</li> <li>○ 策定開始：H23～</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第 2 期（令和 2 年度～6 年度）</li> <li>○ 計画期間：5 年</li> <li>○ 策定開始：H28～</li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本編「第 2 部 総合戦略」は広域計画から創生戦略の趣旨に合致する箇所を抜粋して作成</li> <li>○ そのため、第 5 期広域計画の策定に合わせて、創生戦略も令和 5 年度に改定済み</li> </ul>

## 2. 見直し（案）

関西が抱える様々な中長期的な課題に対する広域連合の施策方針は一貫性が確保されるべきものである。このため、2つの「総合計画」について、より適切な計画期間となるよう、以下のとおり見直しを行う。

- ① 第6期広域計画の計画期間を5年（R8～R12）とする。

※社会情勢の変化により、必要に応じて改定を行うものとする。

- ② 第2期創生戦略を1年延長した上で、第3期創生戦略の計画期間を5年（R8～R12）とする。

※計画期間の1年延長は「デジタル田園都市国家構想交付金事業の実施に当たり支障はない」（内閣府）。

（計画期間見直し）

計画名	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
広域計画	第1期 【H23～H25】			第2期 【H26～H28】			第3期 【H29～R1】			第4期 【R2～R4】			第5期 【R5～R7】			第6期			2年延長		
関西創生戦略						第1期 【H28～R1】				第2期 【R2～R6】			1年延長		第3期						

（改定作業年度）

（現行）

計画名	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22
	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040
広域計画 （3年ごとに改定）		○			○			○			○			○			○
関西創生戦略 （5年ごとに改定）	○					○					○					○	

来年度から令和22年度までに9回改定  
9回/17年  
(ほぼ2年に1回)

（見直し後）

広域計画 （5年ごとに改定）		○					○										○
関西創生戦略 （現計画期間を1年延長）		○					○										○

来年度から令和22年度までに4回改定  
1回/5年

## 3. 今後の予定

令和6年3月21日開催の広域連合委員会に本日の協議結果を報告することとする。